

議案第 78 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条  
例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正す  
る条例

第 1 条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和 46 年  
川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 号中「（特定旧法受給者を含む。）」を削る。

第 18 条の 2 第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 27 条の 8 第 1 号を次のように改める。

(1) 自立訓練に関すること。

第 27 条の 9 第 1 号を削り、同条第 2 号中「前条第 2 号」を「前条第 1 号  
及び第 2 号」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、  
同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 市内に居住する障害者で日常生活の支援を必要とするもの

第 28 条を次のように改める。

(利用の制限)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活訓練支援センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用者が定員に達したとき。
- (2) 使用料を滞納したとき。
- (3) 管理上特に支障があると認めるとき。

第2条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第6節 障害者支援施設めいぼう（第17条～第19条）」

を

「第6節 めいぼう（第17条～第19条）」

に、

「第11節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）」

を

「第11節 御幸日中活動センター（第22条の24～第22条の33）」

第12節 井田重度障害者等生活施設（第22条の34～第22条の41）」

に改める。

第3条第2項第6号を次のように改める。

(6) めいぼう

第3条第2項に次の1号を加える。

(12) 井田重度障害者等生活施設

「第6節 障害者支援施設めいぼう」を「第6節 めいぼう」に改める。

第17条中「障害者支援施設めいぼう」を「めいぼう」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同

条第4号を削り、同条第5号を同条第3号とする。

第18条中「障害者支援施設めいぼう」を「めいぼう」に改め、同条第1号中「前条第1号から第4号までに規定する」を「前条第1号及び第2号に掲げる」に改め、同条第2号中「又は第2項」を削り、同条第3号中「又は第16条第1項第2号」を削る。

第18条の2第1項中「障害者支援施設めいぼう」を「めいぼう」に改め、同条第2項第2号中「及び居住」を削る。

第19条中「障害者支援施設めいぼう」を「めいぼう」に改める。

第2章第11節の次に次の1節を加える。

#### 第12節 井田重度障害者等生活施設

(業務)

第22条の34 井田重度障害者等生活施設は、次の業務を行う。

- (1) 施設入所支援に関すること。
- (2) 生活介護に関すること。
- (3) 自立訓練に関すること。
- (4) 短期入所に関すること。
- (5) 精神障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し、当該精神障害者が入所して生活能力の向上のために必要な訓練等を体験することを目的として一時的に居室その他の施設において家事等の日常生活能力の向上のために必要な訓練その他の生活能力の向上のために必要な便宜の供与（以下「体験宿泊支援」という。）をすること。
- (6) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第22条の35 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすも

のとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）  
に井田重度障害者等生活施設の管理を行わせる。

- (1) 井田重度障害者等生活施設の管理を行うにあたり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画の内容が、井田重度障害者等生活施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った井田重度障害者等生活施設の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第22条の36 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、井田重度障害者等生活施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第22条の37 指定管理者は、井田重度障害者等生活施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。

（利用者）

第22条の38 井田重度障害者等生活施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条に規定する支給決定（第22条の34第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定によ

り措置された者

(4) 生活能力の向上のための支援を必要とする精神障害者のうち市内に居住する者であって指定管理者が体験宿泊支援の利用を認めたもの

(5) その他指定管理者が井田重度障害者等生活施設の利用を認めた者  
(利用料金)

第22条の39 井田重度障害者等生活施設において指定障害者福祉サービス又は体験宿泊支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 食事の提供及び居住に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

(3) 体験宿泊支援に要する費用のうち実費に相当する額として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第22条の40 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金（体験宿泊支援に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第22条の41 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、井田重度障害者等生活施設の利用を拒むことができる。

(1) 利用者が定員に達したとき。

(2) 利用料金を滞納したとき。

(3) 管理上特に支障があると認めるとき。

第27条の4第1号中「(その疑いのある者を含む。以下同じ。)」を削る。

第27条の8中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第27条の9中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第27条の9の2第1項中「指定障害福祉サービス又は」を削り、同条第2項中「次に掲げる額を合算した額」を「法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額」に改め、同項各号を削る。

第28条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条中目次の改正規定(第6節に係る部分を除く。)、第3条第2項に1号を加える改正規定及び第2章第11節の次に1節を加える改正規定(第22条の35第1項(指定管理者に井田重度障害者等生活施設の管理を行わせることに係る部分を除く。))、第2項及び第3項に係る部分に限る。)は公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

井田重度障害者等生活施設を新設し、その施設の管理を指定管理者に行わせ、及び利用料金制を導入すること、当該施設の新設に伴い障害者支援施設めいぼう及び生活訓練支援センターの業務を再編すること等のため、この条例を制定するものである。